

監査品質のマネジメントに関する年次報告書

Transparency Report

2025

対象期間:2024/7/1～2025/6/30

ACアーネスト監査法人

2025年12月



目次

I.監査品質向上に向けた取組及び事務所概要	3
1. 統括代表メッセージ	3
2. 事務所概要	4
II.経営管理の状況	7
1. 品質管理基盤	7
2. 組織・ガバナンス基盤	9
3. 人的基盤	10
4. IT 基盤	11
5. 財務基盤	11
6. 国際対応基盤	12
7. その他	12
III.監査法人のガバナンス・コードの適用状況	13

I. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

1. 統括代表メッセージ

統括代表 和田治郎

<ACアーネスト設立の経緯>

当法人は、大手監査法人とともに勤務していたメンバーが、監査経験豊富なメンバーのみで構成されたチームによる監査を中小規模の法人等に提供することを目的に 2007 年 10 月に設立しました。

当時は、内部統制監査の開始、証券市場の多様化、会計基準の改正等、会計及びの監査に関わる環境が大きく変化していました。また、社会環境的にも一部の企業による不正会計等が報道されるなど、監査サービスへのニーズが高まるとともに、多様化している状況にありました。

当法人はそのような環境の下、経営理念にあるように誠実さ(earnest)を基礎とし、経験豊富な監査チームによる高水準の監査を提供することで企業及び社会へ貢献することを目指してスタートしました。

<環境の変化>

近年は、法律の改正により監査対象が社会福祉法人、医療法人等に広がるとともに、上場を目指す企業の増加により監査ニーズがより高まっています。以前は、上場企業に対する監査業務の大部分は大手監査法人が担い、中小監査法人はそれら以外の業務を中心とする状況でしたが、近年は大手監査法人から中小監査法人に監査人が交代するケースも増加しています。また、新規株式公開(IPO)に関しても、大手監査法人がほぼ独占するような状況になりましたが、IPOの担い手として中小監査法人の役割も高まっています。

当法人においても、クライアントの多様化や関与するクライアント数の増加といった変化が生じており、設立時に目指した監査サービスの提供に係る理念を維持しながら、社会からの監査ニーズに応えるべく法人としての体制の強化、改善に努めてまいりました。

一方で、環境変化については、クライアント側だけに生じるものではなく、監査を提供する側にも起こっています。2022 年の公認会計士法の改正や公認会計士協会の倫理規則の改正が行われ、より監査業務の品質管理に対する要求水準が高まっています。この改正により、我々公認会計士及び監査法人の提供する監査サービスの品質をより高めることで、透明性及び信頼性の高い財務書類を提供することが可能となり、より一層、企業及び社会の健全な発展に寄与できると考えております。

<当法人が今後目指すもの>

現在の当法人が目指すところは、設立時と変わらず「監査経験豊富なメンバーによる高水準の監査サービスの提供」という点にあります。しかし監査クライアント側ではIT化やグローバル化の進展、働き方の変化といった事業環境が大きく変化していることから、我々監査する側もこれらに対応することが求められます。当法人のメンバーの多くは、個人事務所等で監査以外の

税務業務やコンサルティングなどの業務に従事しているため、専門家として幅広い知見に基づいた監査サービスを提供する素地を有しており、当法人の強みになっていると考えています。

今後も当法人は、監査サービスの品質向上だけでなく、監査業務に加えて多様な業務で培われた幅の広い知見を有効に活用することで、監査サービスの質を高め企業と社会へ貢献していきたいと考えております。

2. 事務所概要

<経営理念>

『私たちは、監査業務の社会的役割を理解し、プロフェッショナルとしての高度な専門知識と実務経験をもとに、常に公正不偏の立場で誠実に(in earnest)、業務を実施することで、企業と社会の健全な発展に貢献します。』

<法人名の由来>

当法人の名称は、ACCOUNTING(会計)、ACCOUNTANT(会計士)、の頭文字であるAC及び「誠実性」を意味する Earnest を組み合わせてACアーネスト監査法人としています。

公認会計士の業務は、専門的知識及び業務を通じて得た経験に基づき、クライアントのみならず、株式市場及び社会全般の経済発展に貢献すべきものです。そして、そのためにはクライアントだけでなく、市場関係者を含むステークホルダー全体から信頼されることが重要であり、その根底に必要となるものが「誠実性」と考えています。

「誠実性」には、クライアントに対して誠実に業務を提供するという意味だけでなく、公認会計士という職業に対しても誠実であるべきと考え、その想いを法人名に冠しています。

<当法人の経営方針>

当法人は小規模の監査法人であることから、経営において、以下の点を重視しています。

- 意思決定の迅速性

小規模法人である強みを生かし、業務の受嘱、事務所の運営方針、会計論点の整理等の重要な案件について、迅速な意思決定及び対応を行う。

- 社員及び職員のコミュニケーションの充実

社員及び職員を含めた全員での研修等を実施することにより、事務所方針の伝達を行うとともに、率直かつオープンな議論を可能とすることで、透明性の高い事務所運営を図り、個別の業務における問題点に関する相互理解、問題解決を有効かつ適時に実施する。

- 適切な業務の受託

新規案件に関しては、社員全員での協議によることを基本とし、その場合には、クライアントの誠実性、事業内容等だけでなく、当法人の人的資源、専門性等の業務提供能力を含めて協議を行い、業務の受嘱の可否について意思決定を行う。

<事務所概要>

法 人 名	ACアーネスト監査法人
英 文 名	AC EARNEST&Co.
所 在 地	岡山県岡山市南区米倉 151 番地 7
法 人 U R L	https://www.acearnest.net/
設 立	2007 年 10 月
事 業 目 的	財務書類の監査又は証明の業務
人 員 構 成	代表社員/公認会計士 8 名 その他監査従事者／公認会計士 10 名
沿 革	2007 年 10 月設立 2008 年 5 月東京事務所中央区から千代田区に移転 2009 年 6 月岡山事務所岡山市北区内で移転 2011 年 5 月九州事務所を設置 2012 年 6 月東京事務所及び九州事務所を閉鎖 2023 年 4 月岡山事務所岡山市北区から岡山市南区に移転
関 与 法 人 状 況	金融商品取引法・会社法監査 1 社 金融商品取引法監査 1 社 信用金庫・信用組合監査 2 法人 学校法人監査 2 法人 医療法人監査 2 法人 社会福祉法人監査 1 法人 その他の任意監査 1 社 年金基金のAUP8基金

業務内容：

当法人の業務は、原則として公認会計士法第2条第1項に定める監査・証明業務の提供を対象としており、例外的に、引受事務幹事会社への書簡(コンフォートレター)の作成及び合意された手続(AUP)に限定して業務を提供しています。

なお、監査・証明業務の対象は以下の通りです。

● 法定監査

A) 上場会社のための監査

- 会社法監査

会社法第436条第2項第1号及び第444条第4項に基づく監査

- 金融商品取引法監査

金融商品取引法第193条の2第1項に基づく監査及び期中レビュー

- 内部統制監査

金融商品取引法第193条の2第2項に基づく会社の内部統制に係る監査

B) その他の会社法監査

会社法上の大会社(資本金5億円以上又は負債200億円以上の会社)もしくは任意に会計監査人を選任した会社に対する監査

C) 学校法人監査

私立学校振興助成法第14条第3項に基づく監査を実施

D) 公益社団(財団)法人・一般社団(財団)法人監査

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第124条第2項第1号(同法第199条において準用する場合を含む。)に基づく監査

E) その他

信用金庫・信用組合監査、社会福祉法人監査、医療法人監査等の各種法定監査

● 任意監査

A) IPO準備のための監査(準金商法監査)

IPOのための金融商品取引法に準ずる監査

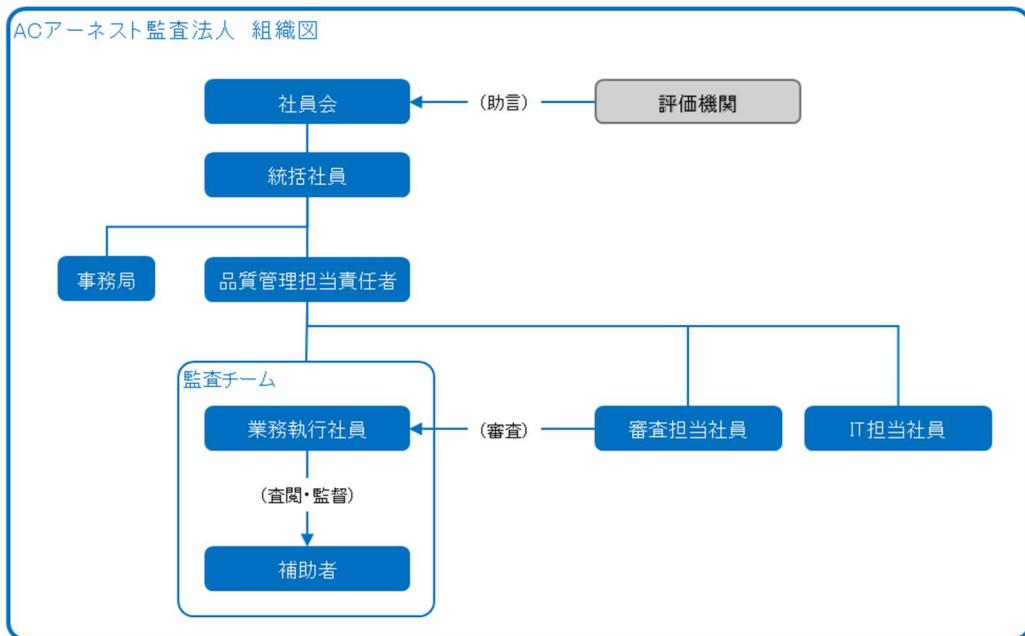
B) 東京プロマーケット上場のための監査

東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査

C) その他

資金調達目的や会社の管理体制強化のため等様々な目的に応じた財務諸表監査

組織図：



II. 経営管理の状況

1. 品質管理基盤

(1) 品質管理基盤に関する基本方針

品質管理のシステムに関して、当法人が小規模な監査法人であることから品質管理を担当する部署は設けず、社員会で品質管理責任者を選任しています。品質管理責任者は、品質管理担当責任者及びその業務を補助する品質管理担当者を選任するとともに、品質管理に関する役割及び責任を分担して業務を実施しています。品質管理責任者は業務ごとの年間計画を策定し、品質管理活動に関する活動とそれに要した時間を記録・集計するとともに、統括代表は品質管理担当責任者がその責任を適切に遂行しているかどうかを評価します。

また、監査事務所及び個別の監査業務における品質を確保するため、監査基準等に準拠して当法人における品質管理に関する方針及び手続を定め、研修により周知しております。監査の実施においては、監査基準等を踏まえた監査マニュアルや審査を含む各種監査調書様式を用いております。

監査チームは、業務執行社員との協議ができる状況が確保されており、また、必要がある場合には、通常の審査に加えて、業務執行社員からの要請により適時に審査パートナーと協議を実施します。研修等での周知事項については、業務執行社員による日常的な査閲及び審査パートナーによる審査に加えて、定期的な検証等のモニタリング活動を通じて点検し、その結果については品質管理責任者が取りまとめ、社員会へ報告を行っております。

(2) 職業倫理の順守及び独立性の保持

公認会計士法及びその関係法令、ならびに、日本公認会計士協会が定める倫理規則等の各種規程等を理解し遵守することを監査チームに義務付けています。公認会計士協会による研修の受講を求めるとともに、その受講結果のモニタリングを実施し、年次で独立性のチェックリストを全社員及び職員に対して提出することを求めております。

特に、独立性の保持及びインサイダー取引については、毎年定期的に全社員及び職員に対する調査を行い、該当がないことを確かめております。新規に採用する場合に、は採用時に同様の手続を実施しております。

(3) 契約の新規締結及び更新

監査契約の新規締結の場合、入手した情報に基づき社員会における受託の可否に関する協議を実施します。なお、新規の監査契約の受託可否の協議においては、経営者の誠実性、コンプライアンスの状況、クライアントの属する業界、複雑な会計処理の有無等に加えて当法人における従事可能時間及び経験等を含む業務提供能力を考慮して判断を行います。

既存契約の更新の場合、業務実施過程において入手した情報に基づき監査リスク等を評価し、業務執行社員が契約更新の可否についての判断を行いますが、業務執行社員が監査契約の継続が困難と判断する状況を認めた場合、社員会による協議を実施します。また、必要がある場合には、他の専門家からの意見を求めることがあります。

(4) 審査体制

通常の業務の場合、個別の監査業務ごとに選任された審査担当社員により監査業務が適切に実施されたかについての審査が行われます。審査担当者は、対象となる業務に直接関与していない業務執行社員1名により実施されます。

ただし、監査チーム及び審査担当者のみで結論づけられない状況となった場合、業務執行社員の求めにより社員会を開催し協議を行います。

(5) 専門的な見解の問合せ

監査の受嘱段階において、専門的な見解の問合せが生じる可能性も検討対象としており、専門的な見解の問合せが必要となる状況が発生する可能性の低減を図っております。

ただし、事前にすべての可能性を排除することは困難であることから、社員会の承認により専門的な見解を問い合わせる者をあらかじめ定めております。業務執行社員は、監査チームにおいて判断できない事象に直面した場合、審査担当社員との協議、社員会の開催を求めることができますが、これらを実施したうえでもなお判断がつかない状況において、社員会の決議をもって専門家への問合せを行います。

(6) ローテーション

業務執行社員及び審査担当社員のローテーションについては、関連する法令に準拠して定期的な交代を行っておりますが、将来年度にわたって、確実に業務の提供を可能とし、また法定等に抵触しないようローテーション計画表を作成し管理を行っております。

(7) 定期的な検証

審査担当者による審査に加えて、監査業務が適切に実施されていることを検証するため、監査業務及び審査のいずれにも関与していない社員又は職員により監査業務の定期的な検証を実施しております。

(8) 品質管理システムの監視及び評価

監査事務所として定めた方針により個別の監査業務が実施されているかについて、定期的な検証結果を品質管理責任者が取りまとめます。また、品質管理責任者は作成した品質管理計画についての実施結果についても実績との対比を行い、その結果を社員会において報告を行います。

(9) 外部レビュー

- ✓ 日本公認会計士協会による品質管理レビュー（通常レビュー）

2023年11月21日付で、品質管理のシステムの整備状況及び運用状況のいずれにおいても重要な不備事項が見受けられなかった旨の品質管理レビュー報告書を受領しております。

また、品質管理レビューの結果に基づく措置は受けおりません。

- ✓ 公認会計士・監査審査会による検査

これまでに、公認会計士・監査審査会による検査には該当がありません。

(10) 通報制度

当法人では、外部もしくは内部からの通報に対応するための窓口を設け、通報が行われた場合には、統括代表へ適時に報告が行われ、対応できる体制を設けております。

2. 組織・ガバナンス基盤

(1) 組織・ガバナンス基盤に関する基本方針

当法人は、小規模であるため社員会で定められた経営方針の下に統括代表が経営を行い、品質管理責任者が事務所および個別監査業務の管理を取りまとめる簡素な組織体制となっております。主要な担当としては、統括代表及び品質管理責任者のほかにIT担当社員を設け、情報リスクの管理及びIT機器の選定等を行っております。

(2) 社員会

当法人は簡素な組織体制であり特定の目的のための会議体等の設置を行っていない結果として、経営に係る全般的な事項は社員会において実施されます。したがって、定期的な社員会のほかに、新規の監査契約の受嘱から職員の採用等に至るまで、適時に社員会を開催し協議を行い意思決定しております。

(3) 第三者による経営評価

当法人は、経営の実効性及び透明性を確保するため、外部有識者に対して第三者評価の依頼を実施します。外部有識者の選任に当たっては、当法人の利害関係者に該当しないことを確かめるとともに、実務経験等を考慮して社員会において選任します。

3. 人的基盤

(1) 人的基盤に関する基本方針

当法人は、社員のほか非常勤の職員のみから構成されております。監査業務は、過去と比較して3月決算会社の比率は低下したものの、依然として3月決算の法人の割合が高く業務の繁忙度に季節的な変動があるため、当法人の規模を考慮した場合には、常勤の職員の採用する必要性が現状で高くないことが主な理由であります。また、社員及び非常勤職員のいずれに対しても兼業もしくは副業を認めていますが、これは監査業務だけでなく税務、コンサルティング等の幅広い知見を持つ多様性に富んだ人材を確保することにより、監査業務実施の際に多角的な視点から深度のある監査ができると考えているためです。

(2) 構成員の状況

＜現在の構成員の割合＞

区分	人員数
社員	8名
非常勤職員	10名
合計	18名

(3) 人事評価制度

常勤の職員を採用していないため、詳細な人事評価制度は設けておりません。その代わりとして、年間の配員計画の策定時に社員全員で非常勤職員の能力、経験、貢献度等について評価を行っております。

(4) 人材採用及び教育

採用に関しては、公認会計士資格の有資格者のみを対象としており、かつ実務経験年数を重視しています。また、監査業務の経験だけでなく、税務及びコンサルティング等の他の業務に関する経験についても考慮して採用を行っております。

人材教育に関しては、採用時に一定以上の実務経験を有する有資格者のみを対象としているため、会計及び監査に関する法令、制度、基準等の変更に関する事項、品質管理、不正対応等に重点を置き、研修を行うことにより対応しております。

(5) 研修及び能力開発

研修については、当法人が主体となる集合研修を実施するほか、公認会計士協会のe-learningを利用して進めております。対象は、当法人に所属するすべての社員及び職員であり、非常勤職員についても社員と同様の研修を原則として受講することを求めています。e-learningについては、品質管理責任者が当該年度において必須とする内容を指定し、期限を定めて研修の受講記録を確認しており、CPD単位が必要数を充足しているか、研修年度前の一定の時期に確認を行い、不足の可能性がある社員・職員がいる場合には、期限内に受講するようモニタリングを行っております。

<CPD の達成状況>

年度	2022	2023	2024
社員	100%	100%	100%
非常勤職員	100%	100%	100%

4. IT 基盤

(1) IT 基盤に関する基本方針

当法人が IT 利用に関して最も重視する点はセキュリティの高さです。これを実現するための方法としては、IT を最大限利用したうえで多重のセキュリティ対策を設ける方法と、そもそも IT の利用範囲を制限し、必要なポイントに絞って活用する方法が考えられますが、当法人では、後者の考えに立ち IT を利用しております。

(2) 情報セキュリティ

監査業務では、未公開情報等を入手する機会も多く、情報漏洩を防止することは法人の存続だけでなく監査業務自体への社会からの信頼を醸成するためにも必須の課題となります。

当法人では、業務用 PC 内部の記録媒体に情報を残さないこと、e メール等のリスクのある手段による情報の授受を行う頻度を可能な限り低くすることで情報セキュリティに係るリスクを低減する方針としております。

(3) 調書の電子化

監査業務において作成された監査調書は、規程で定めた一定の期間内に全て電子ファイルとして保存します。原則として、紙で入手した資料についても、PDF 等に変換し、他の監査調書と同様に電子ファイルに含めて保存します。

5. 財務基盤

(1) 財務基盤に関する基本方針

当法人は、無限責任制度の組織形態であるため、監査法人独自で目標とする詳細な財務指標は設けておりませんが、報酬依存度については一定の水準を上回らないことが法令等により求められていることから、これを重視しております。

(2) 報酬依存度

報酬依存度については、法人内の規程に基づき毎年一定の時期を基準として、法令等により求められる基準を超過していないことを確かめております。

<現在の構成員の割合>

年度	2022	2023	2024
最も高い報酬依存度の高い会社の比率	7.9%	7.0%	8.1%

6. 国際対応基盤

国際対応基盤に関する基本方針

当法人は、主に国内にのみ主要な事業拠点を有する法人を対象とした業務提供を前提としております。したがって、広範な国際展開を行う法人への対応を目的とした海外ネットワークへの参加は行っておりません。

7. その他

ステークホルダーとのコミュニケーション

当法人の運営状況及び品質管理の状況に関しては、監査法人のガバナンス・コード及び監査品質に関する報告書を通じて、情報開示を行っていくことを基本的な方針としております。

監査業務においては、定期的又は臨時に経営者及び監査役等と会計及び監査上の重要な事項についての協議を実施し、早期の問題解決や相互理解の深化を図っております。

さらに、上記の対応に加えて、法人のホームページにおいて外部通報窓口を設けることで、外部関係者からも有用な情報の入手が可能となるよう留意しております。

III.監査法人のガバナンス・コードの適用状況

原則 1【監査法が果たすべき役割】

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に發揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

指針	指針の内容	当法人の適用状況
指針 1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	当法人では、年に1回開催する全体研修において統括代表が、品質管理に関するメッセージを、監査業務に従事する社員及び職員に対して伝達している。 また、社員会において新たに共有された品質管理に関する規制等の環境の変化、当法人としての対応方針については、業務執行社員を通じて各職員に対して共有を図っている。
指針 1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	当法人は、「プロフェッショナルとしての誠実性を基礎として、高度かつ迅速なサービスの提供により、クライアントの健全な発展に寄与する」との理念のもとに活動を行っている。 そして、その基礎としてクライアントからの独立性を重視しており、統括代表によるメッセージとして社員及び職員に対して浸透を図っている。
指針 1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・發揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	監査業務に従事する社員・職員の実務経験及び知識を適切に活用できるよう、業務へのアサインに配慮するとともに、業務執行社員の関与割合を高め適時かつ適切なチーム内のコミュニケーションを図ることにより、法人の構成員のモチベーションの維持・向上を行っている。
指針 1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	業務執行社員の関与割合を高めることにより、会計監査に係る課題等を適時かつ適切に共有できるよう監査チームを組織しスケジュールを設定している。

指針	指針の内容	当法人の適用状況
		また、監査チームのみで解決できない課題等に関しては、迅速に社員会を開催し協議することにより、早期に課題等の解決が図られる体制を構築している。
指針 1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	当法人の業務は、原則として監査証明業務のみとし、例外的に一部の非監査業務を実施できることを定款で定めている。 税務やアドバイザリー等の非監査業務に関して、社員及び職員が当法人以外の法人又は個人として実施することを認めており、かつそれらの業務により得た経験知識が監査業務の品質向上に資するものと判断している。 一方で、潜在的な利益相反・独立性の懸念を生じさせるリスクがあることから、採用及び監査チームへの配員に際して、独立性に問題が無いことを慎重に検討している。
指針 1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	左記に該当する事項はない。

原則 2 【組織体制】

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。

指針	指針の内容	当法人の適状況
指針 2-1	監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経	経営については全社員が参加する社員会により、各社員の担当の決定、品質管理の方針の策定、監査業務の新規受嘱、解除等の

指針	指針の内容	当法人の適状況
	営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	法人運営全般に係る重要な意思決定を図る。 当法人は小規模であり、組織を細分化しマネジメント機関を設けて運営を行うことよりも全社員参加の社員会で意思決定を行うことで、迅速に決定事項の共有が図られ、十分な協議を行うことが可能となることから、特段のマネジメント機関は設けていない。
指針 2-2	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ● 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ● 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ● 監査に関する業務の効率化及び企業においても IT 化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備 	<p>監査品質の維持、向上を図るため品質管理責任者を定め、他に指名された品質管理担当社員と連携し、各年度において実施すべき品質管理活動の方針及びスケジュールを定め、社員会において承認を受ける。</p> <p>社員会において承認された内容については、毎年開催する全体研修において周知を図るとともに、年度内において変更等が生じた場合には、業務執行社員を通じ職員へ共有する。</p> <p>IT 基盤の整備・実装に関しては、IT 担当社員を指定し法人としての IT 環境の整備方針、予算案の作成を行うとともに、品質管理責任者と協議し監査品質へのリスクの有無についても検討を行ったうえで、社員会での承認を受ける。</p>
指針 2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十	社員への登用に関しては、監査業務を通じて適性を判断することに加えて、品質管理活動に対する理解・貢献等の法人全体の活動へ

指針	指針の内容	当法人の適状況
	分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	の貢献度、候補者の監査以外の専門知識や経験を考慮して人選を行い、社員会での合意をもって実施する。

原則 3【組織体制】

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

指針	指針の内容	当法人の適状況
指針 3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	監督・評価機関として、独立性を有する公認会計士を選任している。
指針 3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	監督・評価機関に期待する役割については、指針 3-3 のとおりである。
指針 3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ● 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ● 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ● 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の退任、評価及び報酬の決定過程への関与 	監査法人の経営が適切に運営されるとともに、監査品質を継続的に向上させることを目的として、外部の第三者である評価機関に下記事項に関する助言を受けるとともに、当法人で実施した自己評価結果についてのレビューを受けることとしている。 <ul style="list-style-type: none"> ● 監査法人の運営に関して、監査品質を向上させるために適切な組織体制となっているかの助言 ● 職員の採用及び評価に関する助言

指針	指針の内容	当法人の適状況
	<ul style="list-style-type: none"> 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な検証・日常的監視等を含む監査法人の品質管理システムが有効に機能しているかの助言 品質管理レビュー等での指摘事項に対する改善状況の助言 その他監査品質を高めるための取組状況及び監査法人としてガバナンス・コードに記載の事項に対する助言
指針 3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	統括代表及び品質管理担当責任者が選任した評価機関に対して、法人の状況に関する事前説明を十分に行うことにより必要な情報を提供できる体制を整備している。

原則 4【業務運営】

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

指針	指針の内容	当法人の適状況
指針 4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	原則として全社員及び職員が参加する全体会議を行い、経営の考え方を浸透させるとともに、監査チームからの必要な情報等について適時に共有している。
指針 4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が	社員及び職員の指定研修の実施、品質管理業務や監査業務への関与について政策的に計画し実行している。その際、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したか十分に評価し計画を策定する。

指針	指針の内容	当法人の適状況
	職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	
指針 4-3	<p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ● 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ● 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ● 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること 	全体研修を開催し、必要な教育を行っている。また、監査実務経験が豊富な職員のみを採用し監査対応、アドバイザリー業務、税務業務の経験を通じて品質の高い監査ができるような体制を整備している。
指針 4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	定期的な経営者とのコミュニケーションを義務化し、識別した事項をリスク評価等へ反映させている。また、監査役等との間では、監査計画や監査結果、不正リスク等に関して適時にコミュニケーションを実施している。
指針 4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	内部及び外部の通報制度を設け、ホームページ上で連絡窓口の連絡先を開示している。

原則 5 【透明性の確保】

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十

分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針	指針の内容	当法人の適状況
指針 5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を法人のホームページで公開している。
指針 5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ● 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ● 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ● 監査法人における品質管理システムの状況 ● 経営機関等の構成や役割 ● 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ● 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての 	指針 1-1、指針 1-2、指針 1-5、指針 2-1、原則 3、指針 5-1、指針 5-4 を参照

指針	指針の内容	当法人の適状況
	<p>考え方、利益相反や独立性の懸念への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む)。 ● 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ● 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ● 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ● 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	
指針 5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ● グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。) ● 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 	グローバルネットワークに加盟しておらず、他の法人等との包括的な業務提携等も行っていないため該当なし。

指針	指針の内容	当法人の適状況
	<ul style="list-style-type: none"> 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	
指針 5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	被監査会社との間では、監査チームが、適宜、監査役等とコミュニケーションを行っている。 また、上場企業等については、監査結果の報告に当たり、経営陣との意見交換を行っており、そこでの意見を受けて、監査品質の改善につなげている。
指針 5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の発行に合わせて評価を実施している。
指針 5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	資本市場の参加者等から得られた情報を社員会で報告し、組織的な運営の改善について検討している。